

第5次美浜町総合計画 後期計画(案)



2020年6月

美浜町

目 次

第1部	序論：総合計画の策定にあたって	3
第2部	基本構想	9
第3部	基本計画	19

第1部

序論：総合計画の策定にあたって

1 中間見直しの趣旨

総合計画は、本町が目指すまちづくりの目標となるものであり、その実現のための施策の大綱を明らかにし、総合的かつ計画的に行政運営を図るための長期的なまちづくりの指針です。

平成 25 年（2013 年）に、平成 26 年（2014 年）度から令和 7 年（2025 年）度までの 12 年間の計画期間とする第 5 次美浜町総合計画を策定し、『ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま』を町の将来像に掲げ、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めています。

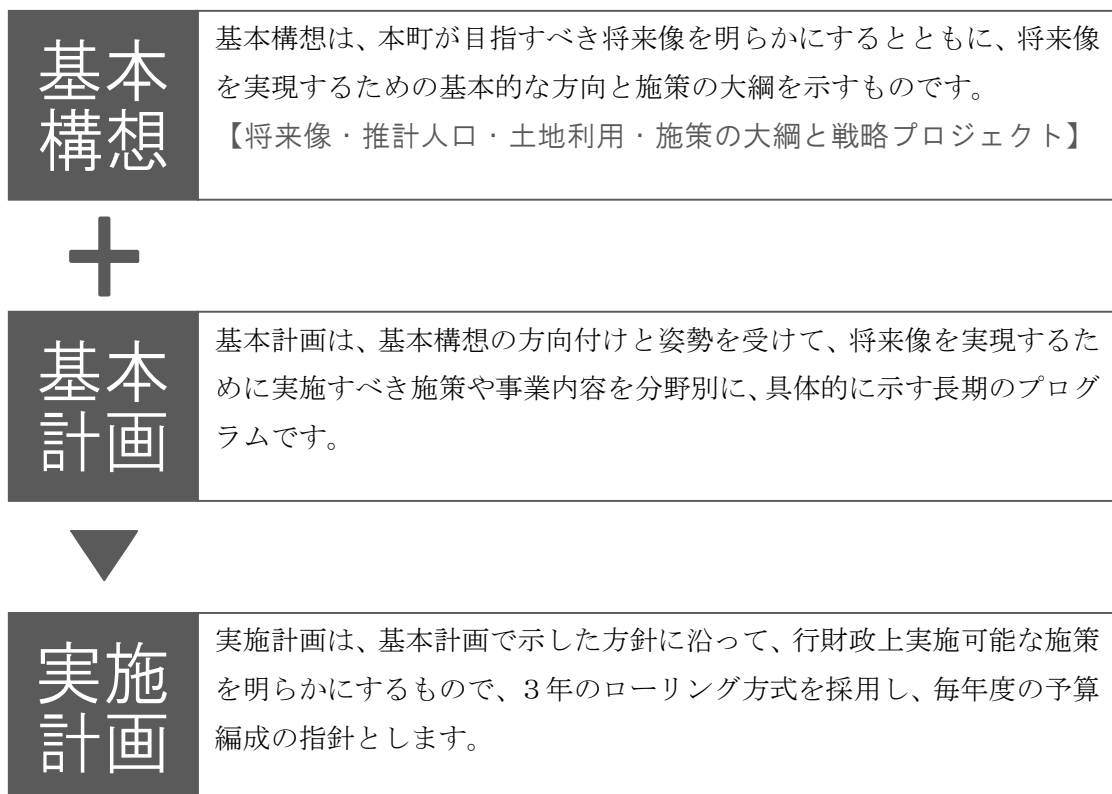
今年度、第 5 次総合計画が中間年度を経過したことから、これまでの施策を評価・検証するとともに、町の将来像＝まちづくりの理念はそのまま継承したうえで社会経済状況の変化や制度改正などを踏まえ、計画内容を見直しました。

2 計画の構成と期間

第 5 次美浜町総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」によって構成されています。3つの構成要素は、長期から短期にわたる町行政の施策の指針となります。

基本構想と基本計画については、平成 26 年（2014 年）度から令和 7 年（2025 年）度を目標年次とする 12 年間の計画とします。

なお、実施計画は、毎年策定（改定）されていくため、ここには掲載していません。



3 地域社会を取り巻く社会動向と課題

① 少子・高齢社会と人口減少

出生率低下に伴う少子化によって日本は人口減少時代を迎えました。さらに、医療の高度化に伴い平均寿命が伸びた結果、人生 100 年時代が到来し、日本は超高齢社会の道へと進んでいきます。少子化・高齢化は、社会経済の仕組みそのものに大きく影響を及ぼすのはもちろん、現役世代が高齢者を支える相互扶助の社会保障システムにさえも影響を及ぼすことが懸念されています。

② 雇用・労働環境の確保

生産年齢人口が減少し続けていく中、労働力人口を維持するためには、労働に従事する人たちの裾野を広げるよう、誰もが安心して働ける雇用・労働環境の確保が求められます。一人ひとりに合わせた働き方ができるよう、働き方改革をはじめ、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性活躍の推進に取り組む必要があります。

③ 地域から地球規模までの幅広い環境保全

地球温暖化の進行に伴って、集中豪雨や竜巻、河川の氾濫などの自然災害も増えてきました。持続可能な社会を目指して、温室効果ガスの排出抑制や、生物多様性への配慮、省資源・省エネルギーなどに取り組んできましたが、次世代の暮らしを守るためには、幅広い分野でさらなる「環境保全」に取り組むことが重要です。

④ 多文化共生社会

国際的な交流の活発化、外国人労働者の増加などに伴って、国籍や民族などの異なる人々が地域でともに住むようになってきました。今後、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことのできる多文化共生社会を築いていくことが求められています。

⑤ 安心・安全な社会

東日本大震災をはじめとした、近年の度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症のパンデミックなどにより、私たちは、安心・安全な社会の重要性を改めて痛感しました。本町においても、近い将来に南海トラフ地震の発生が危惧され、ハード・ソフトの両面から住民の安心で安全な暮らしの実現を最優先課題として取り組む必要があります。

⑥ 地域経営型の地方行政

平成 12 年の地方分権一括法の施行以降、地方自治体は自らの責任と判断の下、地域の実情やニーズを踏まえた主体性のあるまちづくりが求められてきました。今後、少子高齢化が進み、人口が減少していく社会においては、限られた財源と人材を有効に活用できるよう未来を見据えた経営の視点が重要になります。

⑦ 持続可能な開発目標（SDGs）の実現

経済・社会・環境をめぐる幅広い課題を解決すべく、平成 27（2015）年の国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現すべく、町民・事業者・行政が連携、協働して取り組む必要があります。

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは

平成 27（2015）年 9 月の第 70 回国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標で、2016 年から 2030 年までの間に達成すべき 17 の目標（ゴール）と、関連する 169 のターゲットで構成されています。

平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）が、主に開発途上国における目標であったのに対し、SDGs は先進国を含む全世界共通の目標となっています。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発を目指すうえで重要とされる社会・経済・環境の各側面からの総合的な取り組みに重点が置かれており、既に世界的な取り組みがスタートしています。



SDGsを通じて、豊かで活力ある未来を創る

4 まちづくりの基本方針

地域社会の動向や本町の特徴を踏まえ、以下のような基本方針のもとでまちづくりを進めます。

①地域主権、市民主権を基礎としたまちづくり

住民ニーズが多様化する中で、今までにも増して住民参画を実現する必要があり、「補完性の原理※¹」に基づきながら、住民が主体となったまちづくりを積極的に進めます。

②社会経済状況の変化に主体的に対応できるまちづくり

少子・超高齢化、経済活動の変動、国際化や情報化の進展など地域社会を取り巻く状況の変化を的確に把握し、これら社会経済状況の変化や新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に、柔軟にかつ主体的に対応していくことで、持続可能なまちづくりを進めます。

③協働のしくみを基軸とした全世代活躍のまちづくり

住民や住民組織団体、各種事業者と行政とが新しい協働的な関係を築きあげ、相互連携のもと誰もが地域社会の中に居場所を見つけ、様々な人や活動と繋がりながら、役割を担い、生き生きと生活することのできる「生涯活躍のまち」を目指します。

④社会関係資本（ソーシャルキャピタル※）の育成

伝統的な地域社会構造が依然として社会的な力を有しているとともに、NPOの設立など、新しい社会関係資本も生まれつつある。今後、これからの時代にふさわしい、力強いコミュニティの維持や育成が図られ、新たな社会関係資本が育まれるようにします。

⑤地域らしさを活かしたまちづくり

町民すべてが、住んでよかった、これからも住み続けたいと思えるように、地域資源の発掘、地域特性の活用を通じて、地域間競争の時代に積極的に立ち向かうことのできる特色あるまちづくりを進めます。

⑥多様なニーズに対応した住民サービスの実現

限られた財源の枠内で、より高度な住民サービスを実現していくために、縦割りで細分化された施策の組み立てだけでなく、目的に合致した総合的な施策体系の立案と推進を図ります。

⑦広域的な連携の推進

地域課題を克服し、よりよいまちづくりを進めるため、広域的な視点から本町が果たすべき機能や役割を明らかにし、必要に応じて広域的な連携を図ります。

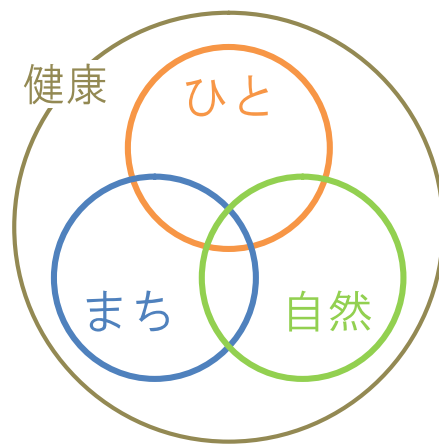
※政策決定や自治などをできるかぎり自分たち（家族やコミュニティ、地域社会）で行い、できないことは自治体が補完していくという概念。

第2部

基本構想

1 町の将来像

ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま



本町をもっとも特徴づける言葉として、ひと・まち・自然が挙げられます。

豊かな自然は、住む人や訪れる人の心にあたたかさや安らぎを与え、そこに住むことの魅力につながります。住民意識調査や地区別まちづくりワークショップの結果からも、里山や海に囲まれた豊かな『自然』が最も誇れるまちの資源であるという声が多く出されました。

また、祭りなどの伝統文化が引き継がれ、隣近所との付き合いやふれあいの風土もしっかりと根付いています。文化と風土を支える『ひと』もまちの大切な資源といえるでしょう。

これからのまちづくりでは、超高齢社会を迎える中で『ひと』がいつまでも元気でいきいきと暮らしていくこと、知恵と技と想いを持って『自然』を守り育てていくこと、賑わいがあふれ、住んでよかったと思える『まち』を創っていくことが重要です。つまり、『ひと』も『まち』も『自然』もすべてが『健康』であることが大切です。

さらに、住んでよかったと実感できるまちづくりを進めていくために、本町に住み、働き、学ぶすべての『ひと』が、自ら主体的にまちづくりに参画する意欲にあふれ、互いに協力しながら安心・安全で元気なまちを育んでいくことが期待されます。

本町では、まちの将来像＝まちづくりの理念に基づいて、多様な主体が互いの役割と責任を確認しながら、支えあいと活気に満ちた『協働』による持続可能なまちづくりを推進していきます。

2 将来の推計人口

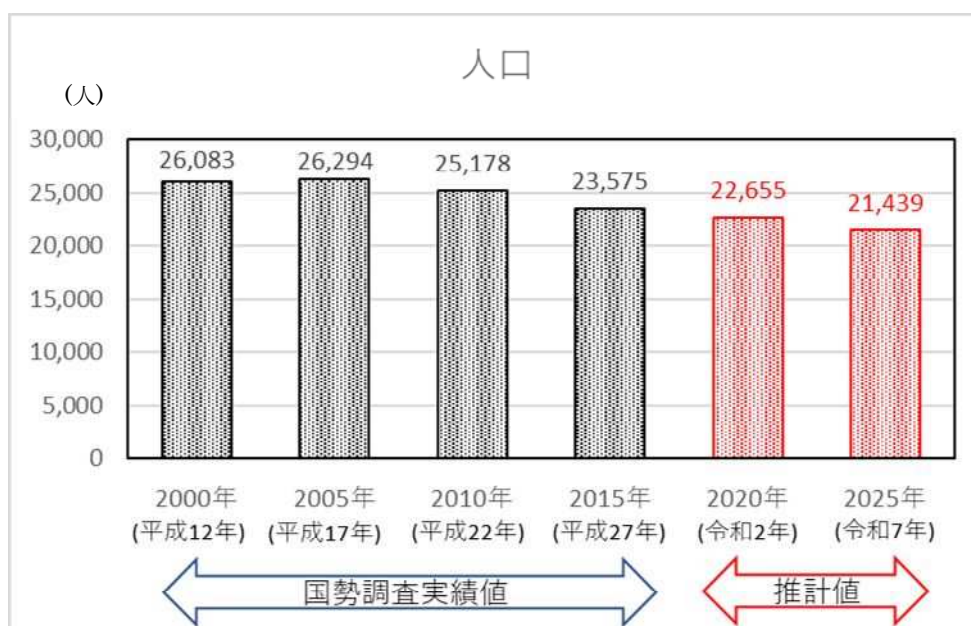
推計人口 **21,500人**

令和7年（2025年）

本町は、昭和50年代に名古屋鉄道の知多新線が野間駅まで延伸し、その後、日本福祉大学の総合移転などにより、急速に人口が増加してきました。しかし、平成17年の26,294人をピークに減少傾向に転じ、平成27年の国勢調査では23,575人となっています。

年齢別にみると、昭和50年に25.2%であった14歳までの年少人口の割合は、平成22年には12.7%、平成27年には11.3%にまで減少しています。一方で、昭和50年に9.0%であった65歳以上の老年人口の割合は、平成22年には22.1%、平成27年には27.6%にまで急激に増加し、超高齢社会が到来しています。今後もさらに少子化、高齢化が進展していくものと推測されます。

本町では、若い世代の流出を防ぐ子育て環境の整備に取り組み、自然資源やコミュニティなども活用しながら、住んでよかったと実感できるまちづくりを推進し、本計画における令和7年（2025年）の推計人口を21,500人とします。

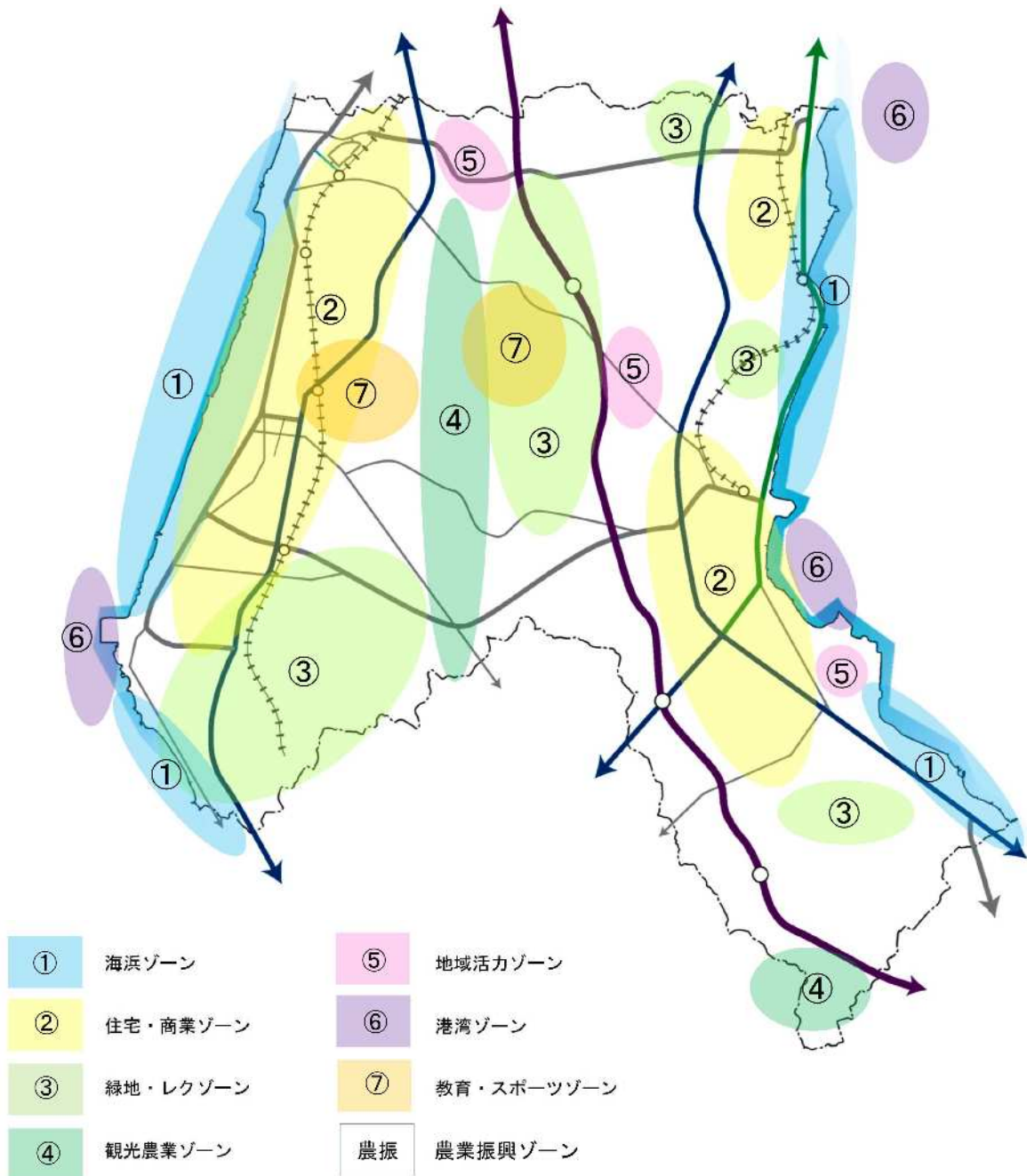


3 土地利用の方向性

本町の豊かな自然環境を今後も継承していくことを基本としますが、まちの活力を維持するために、人口減少を抑制、交流人口や関係人口の増加を促す土地利用を進め、長期的な視点に立った、秩序ある整備と自然環境の保全による調和のとれた発展を目指します。

本計画では、これまでと同様に8つのゾーンを想定し、地元企業の集積や新たな産業を誘致する候補地としての「地域活力ゾーン」のエリアを拡大するとともに、日本福祉大学美浜キャンパス、総合公園、運動公園を中心に「教育・スポーツゾーン」として位置付け、町内の教育やスポーツを楽しむ場として、また、町外からの交流人口、関係人口が集う場の創出を図ります。

【土地利用構想図】



① 海浜ゾーン

本町の大きな魅力のひとつである「海」は、海水浴や潮干狩りといった観光資源や観光施設が豊富であるとともに、漁業や憩いの場としてなど、多くの恵みを与えてくれます。観光と漁業が共生しながら、観光資源のさらなる充実と身近な自然とふれあえる空間としての整備を図ります。

② 住宅・商業ゾーン

本町の核となるゾーンとして居住の促進や都市機能の維持・向上を図ります。また、知多奥田駅周辺は、利便性や都市機能を高めるだけでなく、景観や自然環境の保全にも配慮した整備を図ります。

③ 緑地・レクリエーションゾーン

上野間地区の鵜の池および総合公園周辺などは、本町の魅力ある資源として自然環境を保全しつつ、自然を利活用したレクリエーションや交流、憩いの場の拠点として整備を図ります。

④ 観光農業ゾーン

農業交流拠点を中心とした里（美浜の里）として、グリーン・ツーリズムの展開など、景観や農産物等の地域資源を活かした都市と農村との交流推進を図ります。

⑤ 地域活力ゾーン

環境と調和した優良な企業の誘致や地元企業の育成・集積など、地域の活力の維持・向上と雇用の場の確保につながる基盤整備を図ります。

⑥ 港湾ゾーン

本町には3ヶ所の港湾区域がありますが、港湾としての機能が不足している区域もあります。港湾としての機能強化に取り組みつつ、観光や交流、憩いの場としての整備を図ります。

⑦ 教育・スポーツゾーン

日本福祉大学と地域との交流をより深めながら、学園都市としての機能を高めるため、知多奥田駅周辺及び総合公園の整備を推進し、交流人口や関係人口の増加を図ります。

○ 農業振興ゾーン

遊休農地の利活用を推進し、農業経営の安定化と地域の活性化のために、農家への必要な支援や加工品づくりなどの基盤整備を図ります。また、地域住民や都市住民が年間を通じて農産物や農作業に親しめる空間としての整備も図ります。

※農業振興地域（町の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域）を対象区域とします。

4 施策の大綱と戦略プロジェクト

美浜町の将来を展望したまちづくりの基本理念「ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま」を実現していくために、必要な施策を6つの視点から体系的にまとめます。また、美浜町が取り組むべきまちづくりの課題に対応し、6つの視点を横断的にカバーする施策群として、4つの戦略プロジェクトを設定します。

理念	施策の大綱	戦略プロジェクト
ひと・まち・自然、健康に輝くまち みはま	自然を生かし、快適に住み続けられるまちづくり	自然資源を生かした交流人口の増加 女性や高齢者が働ける場づくり 住んでよかったと実感できる子育て環境の充実 安心・安全につながる住民間の絆づくり
	安心・安全な暮らしができるまちづくり	
	産業経済に活力のあるまちづくり	
	支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり	
	人が学び合い、育ちあうまちづくり	
	参画と協働によるまちづくり	

一戦略プロジェクト一

戦略

①

自然資源を生かした交流人口の増加

地球規模での環境保全が注目されるなか、本町の自然資源を適切に保全・管理し、活用していく必要があります。自然資源は新しい産業創出の基盤となるほか、住民の住みよさを支える重要な要因にもなり得ます。町内外にその魅力を伝え、観光やスポーツなど交流人口の増加につながる環境整備に取り組みます。

戦略

②

女性や高齢者が働ける場づくり

子育て世代の定住を促し、同時に、高齢者を含む住民一人ひとりがいきいきと暮らしていくためには、雇用環境の創出と生活の自立化が必要です。地域の若い世代と高齢者が互いに支え合いながら、気軽に働ける場づくりに取り組みます。

戦略

③

住んでよかったと実感できる子育て環境の充実

安心して子育てを続けるには、経済的支援や相談体制の充実が欠かせません。また、子どもが安心して遊べる環境整備なども求められています。本町には保育所が充実しているという強みがあります。子どもの成長を地域ぐるみで支え、見守り、育むことができる子育て・教育環境の充実に取り組みます。

戦略

④

安心・安全につながる住民間の絆づくり

東日本大震災によって、家族や住民同士の関係性が改めて見直されています。発生が想定されている東海・東南海・南海地震への計画的な備えも重要ですが、コミュニティレベルでの助け合いや支え合いにつながる住民間の絆づくりにも取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に対応し、持続可能な地域づくりに取り組みます。

一 施策の大綱一

①自然を生かし、快適に住み続けられるまちづくり

本町を特徴づける海岸や里山などを活かしつつ、計画的な土地利用を通じて、まちの基盤と骨格をつくります。そのため、町の発展の基礎となる道路・交通・港湾・公園緑地などの都市施設の整備や、暮らしを支える上下水道・排水処理などの維持・推進を図り、住みやすく快適なまちを目指します。

- ☑ 計画的な土地利用
- ☑ 市街地の整備
- ☑ 交通ネットワークの充実
- ☑ 港湾の整備と活用
- ☑ 上水道の維持
- ☑ 排水処理
- ☑ 公園・緑地の整備
- ☑ 里地里山の保全と活用
- ☑ 海岸の保全と活用

②安心・安全な暮らしができるまちづくり

巨大地震などの大規模な災害から暮らしを守り、全ての住民が安心して安全に暮らすことのできるように、防災・防犯・安全対策などの充実を図ります。また、身の回りの生活環境の保全や循環型社会の推進を通じて、地域の未来に貢献できるまちを目指します。

- ☑ 循環型社会の推進
- ☑ 生活環境の保全
- ☑ 地震・津波への対策
- ☑ 交通安全の対策
- ☑ 消防・救急体制の充実
- ☑ 防犯体制の充実
- ☑ 火葬場
- ☑ 消費者の保護と育成

③産業経済に活力のあるまちづくり

まちを支える基幹産業である農業・水産業・観光業の振興を図るとともに、後継者の育成やさらなる付加価値の創造、都市との結びつきの強化などを通じて、次の世代につなぐことのできる魅力ある産業としての基盤整備を推進します。また、商業・工業の活性化を図り、まち全体として働く場を創出し、元気なまちを目指します。

- ☑ 農業振興
- ☑ 水産振興
- ☑ 魅力ある地域商業の振興
- ☑ 活力を生む工業振興
- ☑ 交流産業（観光産業）の振興
- ☑ 地域資源を活用した新産業づくり
- ☑ 働く場づくり

④支え合いに満ちた、人にやさしいまちづくり

超高齢社会においても、全ての住民が元気で活躍できるように、健康づくりに取り組みます。また、全ての住民が尊厳と生きがいを持って健やかに暮らすことのできるまちを目指し、保険・福祉・医療の連携と整備充実を図るとともに、地域コミュニティでの支え合いと共助の仕組みを再構築し、人にやさしいまちを目指します。

- ☑ 健康づくり
- ☑ 地域医療の確保
- ☑ 地域福祉の充実
- ☑ 高齢者の福祉・健康・保健の連携・体制整備
- ☑ 子どもの福祉・健康・母子保健の連携・体制整備
- ☑ 障害者（児）の福祉・健康・保健の連携・体制整備
- ☑ 社会保障の充実

⑤人が学び合い、育ちあうまちづくり

子育てに関わる総合的な環境整備や施策の連携を図り、次の地域社会を支えることのできる人づくりを積極的に進めます。また、家庭・学校・地域での教育の充実や相互の連携を図り、生涯を通じた学び合いや自己啓発と地域コミュニティの活性化を図り、住んで良かったと実感できるまちを目指します。

- ☑ 生涯学習の推進
- ☑ 学校教育の充実
- ☑ スポーツ・レクリエーションの充実
- ☑ 子ども・若者への支援
- ☑ 地域文化の振興と文化財の保護
- ☑ 多彩な交流の推進

⑥参画と協働によるまちづくり

地域主権の流れを積極的に受け止め、自立した住民自らが主体的にまちづくりを担っていくことができるように、住民参画やボランティア風土を育てます。また、多様な住民ニーズを的確に把握し、自助・共助・公助の適切な機能分担に対応できる効率的な行財政運営を図り、参画と協働を基軸としたまちを目指します。

- ☑ ボランティア活動の支援と育成
- ☑ 地域主権に対応した行財政運営
- ☑ 広報・情報発信
- ☑ 住民の参画と協働
- ☑ 男女共同参画の推進
- ☑ 広域的な連携
- ☑ 進行管理体制の整備

